

# 論点

60歳以上の人人が厚生年金を受給しながら働くと、年金が減額されたり、全く支給されなくなったりする場合がある。厚生年金に「在職老齢年金」という仕組みがあるためだ。

この年金減額によって、年60歳で定年になった後も働き続けようとする人たちの意欲が損なわれている。来たるべき「人生100年時代」に備え、制度の見直しが減らされなくて済むのだから、「我慢してほしい」ということだ。しかし、働いている側は低賃金でやる気をなくし、辞めてしまう場合が少くない。

また、せっかく働く意欲があるのに、労働時間を短く抑えている人もいる。厚生年金に加入を義務づけられる労働時間の基準を満たさないようにすれば、年金を減額されなくて済むからだ。このように、制度が働き方をゆがめている弊害も見逃せない。

少子高齢化が急速に進む中、60歳以上の人たちの雇用を本格化させない限り、



高山 憲之 氏  
たかやま のりゆき

年金シニアプラン総合研究機構理事長。一橋大名誉教授。専門は公共経済学。著書に「信頼と安心の年金改革」など。73歳。

が必要だ。

在職老齢年金は、60歳代前半と65歳以降で基準が異なる。まず、仕組みの基本を確認しておこう。

60歳代前半の人が会社に勤めるなどして厚生年金の加入者になった場合、賃金

(ボーナス込みで計算した月収)と厚生年金の合計が月28万円を超えると、超過した分の半額が年金から差し引かれるのが基本だ。例えば、合計額が30万円だとしたら、超過分は2万円となり、厚生年金がその

たときにも年金が減らなくて済むようになる。若い世代にとって、決して損な話ではない。この点を十分に説明すべきだ。

60歳代前半の年金を減額する条件は、今の65歳以降と同じにし、賃金と厚生年金の合計額が47万円までは減額せず全額支給する仕組みとしてはどうだろうか。

シニア世代がもっと働くようになれば、保険料収入が増える。年金財政へのマネスも、それほど大きくないだろう。

公的年金の財政検証結果が8月に公表された。次年の年金改革に向けた議論が、これから本格化する。年を取つても意欲を持つて働く社会になるよう、在職老齢年金の見直しを実現してほしい。(聞き手・編集委員 石崎浩)

半額の1万円減額される。

65歳以降は、減額の条件がそれ以前より緩やかになる。賃金と厚生年金の合計額が47万円を超えると、同様に超過した分の半額が厚生年金から差し引かれる。このルールがあるため、例えば企業が60歳で定年になった人を短時間の非正規で継続雇用する際、賃金と厚生年金の合計が月28万円以下になるように、賃金を低く抑える例が目立つ。

企業側の言い分は「年金